

都立武蔵高等学校・附属中学校PTA 個人情報取扱細則

本細則は、都立武蔵高等学校・附属中学校PTA 個人情報取扱規則の実施に必要な事項を定める。

(個人情報の対象者)

第1条 都立武蔵高等学校・附属中学校PTA（以下「本会」という）が主に扱う個人情報は、本会の会員であるか否かに関わらず、卒業記念品の制作や機関誌制作を目的とした学校行事の撮影等で全校生徒を対象とするため、会員に限定せず、在学中の全校生徒及びその保護者の個人情報とする。

(個人情報の項目)

第2条 本会が保有する個人情報の項目は次の各号に掲げる事項とする。

- ① 学年（最新の年度）
 - ② クラス（最新の年度）
 - ③ 出席番号（最新の年度）
 - ④ 生徒氏名
 - ⑤ 生徒氏名カナ
 - ⑥ 会員氏名又は保護者氏名
 - ⑦ 会員氏名カナ又は保護者氏名カナ
 - ⑧ 役員、監査及び学級委員への就任状況（年度別）
 - ⑨ メールメイト登録の有無
 - ⑩ 写真掲載の可否
 - ⑪ 本会の会員登録状況
 - ⑫ メールアドレス
 - ⑬ 生徒及び保護者の写真・音声・動画
 - ⑭ 会費の免除に関する情報（本会個人情報取扱規則第3条第1項第2号及び同規則第9条第2項に規定する要配慮個人情報）
- 2 ただし個別に同意をとった個人情報を別途取得することを妨げない。

(個人情報の分類)

第3条 個人情報について、次の各号のとおり分類する。

- ① メールアドレス個人情報：メールアドレス
- ② 会費の免除に関する個人情報：会費の免除に関する情報
- ③ 写真・音声・動画個人情報：全校生徒及びその保護者の写真、音声、動画情報
- ④ 全校生徒名簿個人情報：第1号から第3号以外の個人情報

(個人情報の取扱者及び提供)

第4条 本会個人情報取扱規則第6条第1項に規定する取扱者とは、次の各号に掲げる者とする。

- ① 全校生徒名簿個人情報は、役員のうち副会長及び書記が管理する。目的に即した範囲で、役員、監査、学級委員に個人情報を提供することができる。
- ② 会費の免除に関する個人情報は、役員のうち会計が管理する。会長と監査はその役割遂行のために閲覧ができる。会長、会計、監査以外の人が会費の免除に関する個人情報を扱う場合には、扱う個人毎に会長の許可を必要とする。
- ③ メールアドレス個人情報は、役員のうち副会長が管理する。目的に即した範囲で、役員、監査、学級委員に必要な範囲の個人情報を提供することができる。
- ④ 写真・音声・動画個人情報は、役員のうち副会長が管理する。目的に即した範囲で、役員、監査、学級委員に必要な範囲の個人情報を提供することができる。

(個人情報の破棄)

第5条 卒業等により利用する必要がなくなった個人情報は、遅滞なく適切な方法により破棄する。

(個人情報の引き継ぎ)

第6条 全校生徒名簿個人情報は、情報を破棄することなく翌年度役員に引き継ぐ。翌年度役員は、年度の初めに前条で定める不要となる個人情報を破棄する。

(役員、監査及び学級委員による個人情報の取得)

第7条 役員、監査及び学級委員は、目的の範囲内で取得した個人情報を遅滞なく管理者と共有し、個人情報の適切な管理に努める。

(入会と同意)

第8条 入会時に、個人情報取扱規則及び個人情報取扱細則をわかりやすく伝え、取得する個人情報について同意書を用いて同意を得る。

2 同意書は保護者の生徒の卒業まで本部が管理する。

(誓約書)

第9条 役員、監査及び学級委員は就任時に個人情報取扱に関する誓約書を提出する。

(監査)

第10条 管理者は個人情報が適切に管理されていること、管理対象外の個人情報が適切に破棄されていること、役員、監査及び学級委員が個人情報の取扱方法を把握していることを年度末監査時にチェックリストを用いて確認し、必要に応じて是正する。

2 管理者はその結果について、規約第7条及び第11条に規定する運営委員会に報告する。

(改正)

第11条 細則の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本細則を改定した場合は、個人情報取扱規則第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本細則は、2023年4月1日より施行する。

改版履歴

1. 2023年4月制定